

奥出雲町ふるさと応援寄附推進業務

プロポーザル実施要領

令和7年12月

奥出雲町ふるさと応援寄附推進業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 実施の目的

奥出雲町ふるさと応援寄附業務を委託するにあたり、企画提案を募集し、総合的に評価することにより、最も業務の遂行に的確と判断される事業者を選定して当該業務の受注候補者として特定することを目的とする。

本要領は、受注を希望する業者（以下「受託希望者」という。）を選定するため、提案の応募等について必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名

奥出雲町ふるさと応援寄附推進業務

(2) 業務内容

別紙「奥出雲町ふるさと応援寄附推進業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。

(3) 委託期間

契約締結日から令和10年3月31日まで

※運用開始予定日は令和7年4月1日からとし、運用開始までの準備期間は委託料が発生しないものとする。

3 見積限度額

複数のふるさと納税ポータルサイト及び特産品カタログからの寄附金額に対し、5%相当額（取引に係る消費税及び地方消費税を含む）なお、契約にあたっては、募集に係る経費は2%以内、その他の業務は3%以内とする。

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 令和6年12月2日時点で、奥出雲町競争入札参加資格名簿への登載があること。
- (2) 奥出雲町競争入札参加資格名簿に登載されており広告・宣伝かつ情報処理の役務が提供できる者。
- (3) 仕様書に定める委託業務について、十分な遂行能力を有し、適正な執行体制を有すると共に、本町の指示に柔軟に対応できること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 本町および他の地方公共団体から指名停止措置又は入札参加停止措置を受けていないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定に基づく破産手続、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生開始手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続の開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団でないこと。
- (8) 役員等が暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員関係者（又はこれらであったもの）でないこと。
- (9) 納税義務者にあつては、国税又は地方税について滞納していない者であること。
- (10) 過去5年以内に、他の地方公共団体において本業務と類似した業務の元請としての受託実績を有する者であること。

5 スケジュール

令和6年12月16日（月）	公募開始
令和6年12月23日（月）	参加表明書提出期限
令和7年 1月 8日（水）	質問書提出期限
令和7年 1月15日（水）	参加資格決定・通知、質問の回答最終期限
令和7年 1月22日（水）	企画提案書提出期限
令和7年 2月 5日（水）	プロポーザル及び審査の実施
令和7年 2月 5日（水）	選定結果通知、受託候補者と委託内容の協議開始
令和7年 4月 1日（火）	契約締結

6 参加表明書の提出

- (1) 提出期限 令和6年12月23日（月）午後5時（閉庁日を除く）
- (2) 提出書類
 - (ア) プロポーザル参加表明書（様式1）
 - (イ) 会社概要（様式3）
 - (ウ) 事業実績書（様式7）
- (3) 提出方法 持参又は郵送。なお、郵送の場合は提出期限までに必着のこと
- (4) 参加資格の有無の確認結果
参加資格の有無に関する確認結果については、令和7年1月15日（水）に参加資格確認結果通知書をファックス又は電子メールにより通知することとする。

7 質問の受付及び回答

- (1) 受付期限 令和7年1月8日（水）午後5時まで（必着）
- (2) 提出方法
質問書（様式第2号）を電子メールにより提出すること。
送信先 奥出雲町ふるさと応援寄附担当（furusato@town.okuizumo.shimane.jp）
件 名 「奥出雲町ふるさと応援寄附業務プロポーザルに関する質問」とすること。
- (3) 質問への回答方法等
質問内容及び質問に対する回答は、令和7年1月15日（火）までに奥出雲町ホームページにて速やかに掲載する。質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

8 企画提案書の提出

- (1) 提出期限 令和7年1月22日（水）午後5時
- (2) 提出書類
 - (ア) 会社概要 正本1部
 - (イ) 事業実施体制（様式4） 正本1部
 - (ウ) 企画提案書記載事項確認書（様式5） 正本1部
 - (エ) 企画提案書 正本1部、副本5部
 - (オ) 見積書（様式6） 正本1部
 - (カ) 事業実績書（様式7） 正本1部

※正本については、届出印を押印すること。
- (3) 提出物について

(ア) 企画提案書

企画提案書は、奥出雲町ふるさと応援寄附推進業務について記載することとし、下記の項目番号に従い記載すべき事項内容に基づいて作成すること。なお、要件を満たさない内容、または、より良い提案がある場合は、その差異を明記すること。企画提案書の枚数に制限は設けない。企画提案書のサイズは、日本工業規格 A4 横型（一部 A3 版資料折込使用可）とし、任意書式にて作成すること。

(イ) 企画提案書の記載事項

【別紙】「奥出雲町ふるさと応援寄附推進業務プロポーザル評価基準」の評価項目を踏まえ、提案者としてのアピールポイントを示し、次の事項を盛り込んだものとする。

事項	ポイント
1 会社概要	会社概要、経営状況
2 業務体制・実績	① 受託業務実施体制（人員配置、担当者の経験年数、専門性、サポート体制、個人情報の対策等） ② 他自治体から受託した同種・類似業務実績
3 本業務に関する基本的な考え	本業務の受託に関する基本的な考え方及び具体的な取り組み方針について、本業務への基本方針、コンセプト、効果本町での実績見込みについて記載すること。 ① 基本的な考え方、事業への理解 ② 基本方針、コンセプト、効果 ③ 本町での実現可能な寄附額と寄附件数見込み
4 ポータルサイト運用管理について	① 今後の展望（寄附件数の増加につながる取組等） ② 各ポータルサイト上の情報ページの運用イメージ ③ 運用開始に向けた準備の確実性（想定スケジュール）
5 返礼品の充実について	① 本町の返礼品等開発への考え方 ② 返礼品開発・募集に係る町内事業者の支援 ③ 既存返礼品等のブラッシュアップ方法等
6 返礼品提供事業者について	① 本町の返礼品等開発への考え方 ② 本町の魅力発信に繋がる返礼品の提案 ③ 返礼品開発・募集に係る町内事業者の支援
7 プロモーション内容および手法について	① リピーター確保につながるプロモーション ② 提案者が独自に実施するプロモーション
8 独自の提案・工夫	本業務も含め、本町のふるさと納税に関する新たな提案や発展性、その他特に強調したい事項、アピール点等について

(ウ) 見積書

本業務の一式についての見積りを、（様式 6）へ記載し提出すること。

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積金額には消費税額 10%を加算すること。

(エ) 提出方法

持参又は郵送。なお、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。

9 審査

審査はプロポーザル方式により実施することとし、プレゼンテーション及び質疑応答を実施する。なお、プレゼンテーションにおいては、パワーポイントの使用を認める。

審査員は評価基準に基づき、企画提案書（プレゼンテーション）、見積価格等について審査し、評価点を算出する。審査項目及び配点は、業務遂行の体制 35 点、実務の実施 60 点、見積価格 5 点の合計 100 点とする。

- (ア) 実施日（予定） 令和 7 年 2 月 5 日（水）
※詳細な日時については別途通知による。
- (イ) 実施場所（予定） 奥出雲町役場仁多庁舎 4 階大会議室
- (ウ) 使用機材 パソコン及び外部ネットワーク接続（インターネット）環境は確保しないので、提案者において必要な機材を準備すること。
(プロジェクター、スクリーン、マイクは奥出雲町が準備する)
- (エ) 時間配分 プレゼンテーションの実施時間は 4 5 分程度とする
- ・準備 5 分以内
 - ・プレゼンテーション 3 0 分以内
 - ・質疑応答 1 5 分以内
- (オ) 参加者 プレゼンテーションは、原則として、実施体制の責任者またはリーダーが行うこととし、同席できるのは 2 名までとする。（計 3 名まで）
- (カ) 受託業者の選定
受託業者は、審査の評価点の合計点が最も高い者とする。選定委員は、最終選考結果を提案各社宛てに文書で通知する。
- (キ) その他
参加者が 1 社の場合においても審査を実施するものとし、その場合、総合評価点が 70 点以上でなければ交渉権者として認めないものとする。

10 その他事項

その他事項は次のとおりとする。

- (1) 提出された書類は、返却しないこととする。
- (2) 評価の方法や評価結果に関する不服申し立て、及び提案評価委員会での審査の内容についての問い合わせは、一切受け付けません。
- (3) 応募の辞退をする場合には、「辞退届」を提出すること。（様式 8）
- (4) 提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期するために公表することがある。
- (5) 本業務へ参加するために要した一切の費用は、参加者の負担とする。
- (6) 上記のほか、本町から、当該業務の遂行に関する書類の提出を求められた場合は、受託者は速やかに書類の提出に応じること。
- (7) 次のいずれかに該当する参加者は、無効とする。
 - ① 実施要領等に示した参加者に必要な資格のない者が行った応募
 - ② 企画提案参加申込書等に虚偽の記載をした者が行った応募
 - ③ 誤字又は脱字等により意思表示が不明確な応募
 - ④ その他実施要領等において示した条件等参加に関する条件に違反した応募
- (8) 本要領に定めのない事項ならびに疑義が生じた場合は、協議により定める。

- 1 1 問い合わせ先（事務局）
奥出雲町政策企画課 ふるさと納税担当
所在地：島根県仁多郡奥出雲町三成358番地1
電 話：0854-54-2514（直通）
F A X：0854-54-1229
E-mail：furusato@town.okuizumo.shimane.jp